

平成 29 年度 一般廃棄物最終処分場の維持管理記録

施設の名称 : 弘前市埋立処分場第2次（第1区画、第2区画）
施設の位置 : 弘前市大字十腰内字猿沢2397

1. 埋立廃棄物の種類及び数量

(单位: kg)

2. 埋立残余容量

区分	測量年月日	残余容量 (m ³)
第1区画 (総埋立容量 : 222,000m ³)	平成28年11月28日	4,704.2
第2区画 (総埋立容量 : 224,000m ³)	平成29年10月に竣工 平成30年5月から供用開始	-

3. 点検状況

4. 水質検査結果

(1)放流水を対象とした定期検査 (月2回)

(採水地点：第2次水処理施設の放流ピット)

試料採取日 (結果報告收受日)	検査項目	平成29年																		平成30年						排水基準	
		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		※1) 法定基準	※2) 自主基準
		4/24 (5/11)	4/27 (5/18)	5/16 (6/6)	5/23 (6/23)	6/8 (6/27)	6/22 (7/14)	7/4 (7/24)	7/18 (8/2)	8/8 (8/28)	8/22 (9/5)	9/5 (10/4)	9/19 (10/11)	10/10 (10/26)	10/24 (11/14)	11/8 (11/24)	11/21 (12/14)	12/8 (12/28)	12/21 (1/9)	1/9 (2/1)	1/23 (2/20)	2/8 (2/26)	2/20 (3/8)	3/1 (3/20)	3/15 (3/28)		
水温 (°C)		11.0	11.4	14.1	16.5	16.2	17.3	19.7	21.6	22.5	22.0	21.3	21.0	17.0	15.8	13.9	9.6	11.0	11.3	11.0	7.5	9.5	6.1	5.9	7.0		
水素イオン濃度 (pH)		7.0	6.9	6.9	7.0	7.1	7.2	7.4	7.2	7.2	7.2	7.2	7.5	7.2	7.3	7.0	7.2	7.2	7.3	7.9	7.2	7.1	7.2	7.0	7.1	5.8 ～8.6	5.8 ～8.6
生物化学的酸素要求量 (mg/L)		51	34	1.0	0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	0.5	<0.5	0.6	5.3	0.9	<0.5	0.6	0.6	<0.5	0.5	0.5	33	22	0.9	1.9	<0.5	60 以下	10 以下
化学的酸素要求量 (mg/L)		37	31	6.0	4.7	3.2	3.1	4.0	3.8	3.8	3.0	2.8	6.1	1.8	2.0	1.8	1.2	2.9	3.7	5.7	26	21	1.9	2.8	1.5	90 以下	30 以下
浮遊物質量 (SS)		<1	<1	<1	2	<1	<1	2	1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	60 以下	10 以下
溶解性鉄含有量 (mg/L)		<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	10 以下	10 以下
大腸菌群数含有量 (個/cm³)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000 以下	3,000 以下
窒素含有量 (mg/L)		<0.5	<0.5	3.5	3.8	1.4	1.6	2.5	2.3	2.1	1.7	1.2	<0.5	0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.8	3.6	<0.5	<0.5	0.7	1.0	<0.5	120 以下	10 以下
水質異常時の措置	異常の有無	有	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	有	有	無	無	無			
	措置年月日	5/9	5/18																	2/20	2/26						
	措置の内容	※3)原因究明及び再測定																		※4)原因究明							

※1 排水基準の法定基準とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ」で定める基準値である。

※2 排水基準の自主基準とは、上記基準に上乗せする形で設定した施設基準値である。

※3 生物化学的酸素要求量(BOD)及び化学的酸素要求量(COD)の自主基準値超過の原因について、水槽の清掃作業に伴う影響によるものと特定。なお、5/9に実施した再検査では、生物化学的酸素要求量が5.0mg/L、化学的酸素要求量が10mg/Lとなり、ともに自主基準を達成している。

※4 生物化学的酸素要求(BOD)の自主基準値超過の原因について、水槽の清掃作業に伴う影響によるものと特定。

(2)放流水を対象とした多項目検査

(採水地点：第2次水処理施設の放流ピット)

検査項目	試料採取日(結果報告収受日)	※1) 「省令第1条第2項第14号ハ」に掲げる項目		※2) 「省令第1条第1項第3号口」に掲げる項目	※1) 省令で定める排水基準	※2) 許容限度
		H29.5.23 (H29.6.23)	H29.11.21 (H29.12.14)			
水温	(°C)	16.5	9.6			
アルキル水銀化合物	(mg/L)	不検出	不検出		検出されないこと	
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	(mg/L)	<0.0005	<0.0005		0.005 以下	
カドミウム及びその化合物	(mg/L)	<0.003	<0.003		0.03 以下	
鉛及びその化合物	(mg/L)	<0.01	<0.01		0.1 以下	
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメン及びエチルパラトロフェニルチオノベンゼンホスホネト(別名EPN)に限る。)	(mg/L)	<0.1	<0.1		1 以下	
六価クロム化合物	(mg/L)	<0.05	<0.05		0.5 以下	
砒素及びその化合物	(mg/L)	<0.01	<0.01		0.1 以下	
シアン化合物	(mg/L)	<0.1	<0.1		1 以下	
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	<0.0005	<0.0005		0.003 以下	
トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	<0.01		0.1 以下	
テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	<0.01		0.1 以下	
ジクロロメタン	(mg/L)	<0.02	<0.02		0.2 以下	
四塩化炭素	(mg/L)	<0.002	<0.002		0.02 以下	
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.004	<0.004		0.04 以下	
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.02	<0.02		1 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.04	<0.04		0.4 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.1	<0.1		3 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.006	<0.006		0.06 以下	
1,3-ジクロロプロパン	(mg/L)	<0.002	<0.002		0.02 以下	
チウラム	(mg/L)	<0.006	<0.006		0.06 以下	
シマジン	(mg/L)	<0.003	<0.003		0.03 以下	
チオベンカルブ	(mg/L)	<0.02	<0.02		0.2 以下	
ベンゼン	(mg/L)	<0.01	<0.01		0.1 以下	
セレン及びその化合物	(mg/L)	<0.01	<0.01		0.1 以下	
1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.05	<0.05		0.5 以下	
ほう素及びその化合物	(mg/L)	<1	<1		50 以下	
ふつ素及びその化合物	(mg/L)	<0.8	<0.8		15 以下	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/L)	2.9	<0.5		200 以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	(mg/L)	<0.5	<0.5		5 以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	(mg/L)	<0.5	<0.5		30 以下	
フェノール類含有量	(mg/L)	<0.5	<0.5		5 以下	
銅含有量	(mg/L)	<0.3	<0.3		3 以下	
亜鉛含有量	(mg/L)	<0.2	<0.2		2 以下	
溶解性マンガン含有量	(mg/L)	<1	<1		10 以下	
クロム含有量	(mg/L)	<0.2	<0.2		2 以下	
燐含有量	(mg/L)	0.07	0.14		16 以下	
ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)			0.000080		10 以下
水質異常時の措置	異常の有無	無	無	無		
	措置年月日					
	措置の内容					

※1 省令とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」のことである。

※2 省令とは、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく最終処分場の維持管理の基準を定める省令」のことである。

※3 許容限度とは、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第1条の2」で定める許容限度のことである。

(3)周辺地下水を対象とした定期検査（月1回）

(採水地点：地下水観測井、地下水集水ピット)

※1)検査項目		試料採取日 (結果報告収受日)	平成29年									平成30年		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			4/27 (5/18)	5/23 (6/23)	6/22 (7/14)	7/18 (8/2)	8/22 (9/5)	9/19 (10/11)	10/24 (11/14)	11/21 (12/14)	12/21 (1/9)	1/23 (2/20)	2/20 (3/8)	3/15 (3/28)
第2次上流側	水温 (°C)	7.0	10.0	11.6	13.2	15.0	17.3	13.8	10.5	8.7	8.4	8.1	7.3	
	塩化物イオン (mg/L)	13	16	15	16	16	13	14	16	16	1	16	18	
	電気伝導率 (mS/m)	7	7	7	8	8	8	9	9	8	7	8	8	
第2次下流側	水温 (°C)	7.5	9.8	10.8	12.0	13.6	14.8	15.0	11.3	9.4	8.0	7.0	7.3	
	塩化物イオン (mg/L)	16	18	16	16	15	15	13	19	18	16	18	19	
	電気伝導率 (mS/m)	22	21	20	21	23	20	16	19	19	19	18	20	
※2)第2次第2区画下流側	水温 (°C)					16.2	15.0	13.8	10.5	9.1	8.2	7.1	8.2	
	塩化物イオン (mg/L)					13	14	13	13	15	16	15	19	
	電気伝導率 (mS/m)					32	31	31	35	34	34	28	39	
水質異常時の措置	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	措置年月日													
	措置の内容													

※1 測定項目は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号ハ」に準じた項目である。

※2 第2次第2区画については、平成29年10月に竣工し、平成30年5月から供用を予定している。

(4)周辺地下水を対象とした多項目検査

(採水地点：地下水観測井、地下水集水ピット)

検査項目	試料採取日 (結果報告収受日)	※1)「省令第1条第2項第10号口」に掲げる項目			※2)「省令第1条第1項第1号口」に掲げる項目			※1) 省令で定める 水質基準	※3) 環境基準
		第2次上流側	第2次下流側	第2次第2区画下流側	第2次上流側	第2次下流側	第2次第2区画下流側		
		H29. 5. 23 (H29. 6. 23)	H29. 5. 23 (H29. 6. 23)	H29. 11. 21 (H29. 12. 14)	H29. 10. 18 (H30. 2. 2)	H29. 10. 18 (H30. 2. 2)	H29. 10. 18 (H30. 2. 2)		
水温 (°C)		10.0	9.8	10.5					
アルキル水銀 (mg/L)		不検出	不検出	不検出				検出されないこと	
総水銀 (mg/L)		<0.0005	<0.0005	<0.0005				0.0005 以下	
カドミウム (mg/L)		<0.0003	<0.0003	<0.0003				0.003 以下	
鉛 (mg/L)		0.001	<0.001	<0.001				0.01 以下	
六価クロム (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005				0.05 以下	
砒素 (mg/L)		<0.001	<0.001	0.001				0.01 以下	
全シアン (mg/L)		不検出	不検出	不検出				検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル (mg/L)		不検出	不検出	不検出				検出されないこと	
トリクロロエチレン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001				0.01 以下	
テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001				0.01 以下	
ジクロロメタン (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002				0.02 以下	
四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002				0.002 以下	
1,2-ジクロロエタン (mg/L)		<0.0004	<0.0004	<0.0004				0.004 以下	
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002				0.1 以下	
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.004	<0.004	<0.004				0.04 以下	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		<0.01	<0.01	<0.01				1 以下	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0006	<0.0006	<0.0006				0.006 以下	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002				0.002 以下	
チウラム (mg/L)		<0.0006	<0.0006	<0.0006				0.006 以下	
シマジン (mg/L)		<0.0003	<0.0003	<0.0003				0.003 以下	
チオベンカルブ (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002				0.02 以下	
ベンゼン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001				0.01 以下	
セレン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001				0.01 以下	
1,4-ジオキサン (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005				0.05 以下	
塩化ビニルモノマー (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002				0.002 以下	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)					0.043	0.043	0.042		1 以下
水質異常時の措置	異常の有無	無	無	無	無	無	無		
	措置年月日								
	措置の内容								

※1 省令とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」のことである。

※2 省令とは、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく最終処分場の維持管理の基準を定める省令」のことである。

※3 環境基準とは、「ダイオキシン類対策特別措置法」に掲げる「水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」のことである。